

不当要求を受けたら相談しましょう！

★ 「行政」 対象暴力

暴力団等が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又は、その職員を対象として行う違法又は不当な行為

★ 「企業」 対象暴力

暴力団等が不正な利益を得る目的で、あらゆる企業、個人事業者等に対して行う違法又は不当な行為

★法律違反となる行為

〔 共通編 〕

- □止め料や寄附金等を要求する行為
- 借金の免除や返済の猶予を要求する行為
- 因縁を付けての金品等を要求する行為… など

〔 企業一般編 〕

- みかじめ料や用心棒代を要求する行為
- 不当な金融商品取引を要求したり、不当に預金・貯金の受入を要求する行為… など

〔 建設・不動産編 〕

- 土地・家屋の明渡し料を不当に要求する行為
- 宅建業者に対し、不当に建設工事を行うことを要求する行為… など

〔 行政編 〕

- 売買等の契約に係る入札に参加させることを要求する行為
- 許認可等を行うこと又はしないことを要求する行為… など



★「暴力団追放三ない運動＋１」を実践しましょう！

- 暴力団を「利用しない」
- 暴力団を「恐れない」
- 暴力団に「金を出さない」
- 暴力団と「交際しない」

★ご相談先

- 警察情報ダイヤル
0120-110874 (110番へ話してみよう)
- 長崎県暴力追放運動推進センター
095-825-0893 (ふせごーやくざ)
- 佐世保警察署 (刑事第二課組織犯罪対策係)
0956-23-0110

